

所在 向田村○屬鹿島郡(鹿島郡中乃島村大字向田)  
御門主比古神社(熊野社とあり)

祭神 御門主比古神

祭日 三月卅一日九月廿四日

社格 (明治帳に志ヶ浦村熊野社を御門主比古命社とあり)  
(あり又鹿島郡大町村に御門主比古神社社とあり)

所在 志ヶ浦村字松木山(屬鳳至郡(鳳至郡穴水町大字志ヶ浦))

今按鹿島郡大町村の六所明神を當社として神聖の箱に神號を記載し又同郡鶴浦村の阿於明神を是なりと云ひてこの二社互に爭論ありしかど舊藩のとき確證なきを以て未決にて事濟たり然るに志ヶ浦の社は衰頽すと雖も神名帳書入本に祭神朝廷別王西岸三ヶ志ヶ浦村鎮座とあり又今も此浦の海中に御門石と稱する巖石ありなど云傳る御門主比古の神名に由あり證とすべし

宿那彦神像石神社

祭神 少彦名神

宮社 清和天皇貞觀二年六月九日戊子能登國宿那彦神像石神列於官社

祭日

社格

所在

今按鹿島郡金丸村同郡黒崎村兩村ともに從來宿那彦神像

石神社と稱し各石を神寶とす金丸村は貞享二年由來書に記し黒崎村は享保七年由來書にのせたるのみにて更に確證なし

○鳳至郡九座 並小

鳳至比古神社

祭神

祭日

社格

所在

今按石川縣式内社取調書本部輪島河井町重藏宮輪島鳳至町住吉社小伊勢村廣田社谷内村櫻原北代比古神社の四社を鳳至比古神社と云傳ふこの内重藏住吉二社文政中式社の爭論起りしより式社號取消しになりしが尙互に確執して今に穩ならず今般精密取調るに重藏宮は文明八年の社號養和元年應永二十八年寄附什器永仁四年大永四年の棟札存在すと雖も重藏宮又は重藏權現と記載し鳳至比古の社號なし住吉は舊記什器も傳來せず又廣田社は寛正二年棟札に鳳至比古の社號を記載すれども疑はし谷内村は寛政八幡と稱し鳳至比古の古事を傳ふと雖も承元曆應の棟札に櫻原北代比古神社とあるのみにて鳳至比古の證なしされど重藏宮に古文什器多きを以て考ふるに極めて式社なるべく思はる尙よく考べし

石瀨比古神社

祭神 石瀨比古神 稱岩瀨宮

祭日 二月二十二日四月三十日九月二十四五日

社格 村社

所在 東村(鳳至郡町野村大字東)

今按土人の傳に東村は往古石瀨村と稱し中古荒橋と改め後今名に改む神社はもと同村石瀨川の向なる宮崎山に鎮座なりしを弘治三年今地に移す同年の棟札に奉再勸請石瀨比古神社登座云云とあるもの徵證とすべし一説に同郡道下村鐵河社を當社と稱すれども古棟札もなく證とすべきものなし又鳳至郡宇出津村天皇宮と云へども其創立寛和元年或は永祚年中など由來書にみえたるは信がたし故今とらす

神杉伊豆牟比咩神社

祭神 伊豆牟比咩神

祭日 三月八月二十二日

社格

所在 本郷仁行兩村境 大幡山(明治十三年局一三一號石)

今按本郷は舊名三井と稱し古へ三井驛のありし地なり神社は郷中八村の惣社にて貞享の由來書に應永二十一年棟札に鳳氣至郡大屋之庄三井之大社神杉大幡伊豆牟比咩大明神々主因幡守宗久座主圓万坊源菜とみえ能登志にも本

石倉比古神社

祭神 石倉比古神

祭日 二月八月朔日

社格 郷社

所在 時國村 岩倉山(鳳至郡町野村大字西時國)

美麻奈比古神社

祭神

祭日

社格

所在

美麻奈比咩神社

祭神

祭日

社格